

6-1 学部等の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標

- A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性
- C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況
- C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

法学部は、1959年に、法学部法律学科として設立された。その後、1963年に私法学科と公法学科に改編されたが、2001年に1学科に統合され、現在に至っている。2006年3月31日までの学部卒業生数は21,119名にのぼる。

設立当時の目標として、とくに語学の重視、経済関係科目の併設などを柱に、実社会の養成に応える人材を養成することがあげられている。ここで、本学部の理念・目的と本学の建学理念との関係についてふれておく。本学の建学の理念は、「青山学院教育方針」、即ち「キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、神の前に真実に生き、真理を謙虚に追求し、愛と奉仕の精神をもって、すべての人と社会に対する責任を進んで果たす人間の形成」という目的に立脚した、「神と人にとしえ社会に貢献する「地の塩・世の光」としての教育研究共同体」たることにある。本学部の理念・目的は、建学の理念に言及していないが、**本学部の理念・目的の中の「国際・ボーダレス化する法現象を理解し、法的な実務能力を高め社会に貢献する人材を養成することを目標とする」という点は、建学の理念中の「愛と奉仕の精神をもって、すべての人と社会に対する責任を進んで果たす人間の形成を目的とする」ことを暗黙のうちに前提としており、その理念を、法的実務能力の育成を通じて実現しようとする趣旨の文言であると考えられる。**

法学教育は一般的に、いわゆるリーガル・マインドを身につけ、複雑な社会事象についての的確に判断する能力を養うことを目的としているといえるが、現在、本学部においてはとくに、国際・ボーダレス化する法現象を理解し、法的な実務能力を高め社会に貢献する人材を養成することを目標としている。このことは、本学部発行の学部パンフレットとして毎年入学希望者や入学者に幅広く配布される『AOYAMA LAW』をはじめ、やはり本学部発行の『文献・資料の調べ方』などの刊行物によって、公に示されている。また、憲法における「学問の自由」や学校教育法の趣旨に沿った、わが国のめざす高等教育機関としての役割に配慮し、社会に貢献する高度専門職業人としての法曹・そのほか幅広い職業人の養成、世界を視野に入れた研究教育の拠点たること、総合的な教養教育や生涯学習機会の提供にとくに力点を置いている。

以上の教育目的のため、本学部は、学生が自らの進路に向けて効率的に学びうるようコース制を導入し、それぞれに必須の専門科目、また法的実務能力を高めるための論理的思考力を養う科目、社会貢献に欠かせない豊かな人間性を涵養する教養科目を豊富に配置している。